会 議 結 果 報 告 書

平成 30 年 10 月 11 日

会議の名称	平成 30 年度志木市国民健康保険運営協議会（第 2 回）
開 催 日 時	平成 30 年 10 月 11 日（水）　13 時 15 分～15 時 00 分
開 催 場 所	志木市役所 4 階　第 3 委員会室
出 席 委 員	小山 博久会長、木下 良美委員、鈴木 和好委員 鳥飼 香津子委員、相神 和子委員、細沼 明男委員 鎌田 昌和委員 （計　7 人）
欠 席 委 員	細田 行政委員、濱野 日登志委員、蓼沼 寛委員 齋田 幸枝委員,川島 美子委員 （計　5 人）
説　明　員	（保険年金課） 土崎主幹、桜井主査 （計　2 人）
議　　題	議　題 (1) 国民健康保険税率の見直し等について (2) その他
結　　果	議題(1) ～ (2)　について説明、質疑応答。 （傍聴者　1 人）
事　務　局	（健康福祉部） 村上健康福祉部長、村山健康福祉部次長 保険年金課　：佐野課長、土崎主幹 桜井主査、村山主事 （計　6 人）

審議内容の記録（審議経過、結論等）
1　開　会 ＜諮問書の交付＞ ＜答申内容の報告＞ 2　議　題 （1）国民健康保険税率の見直し等について ＜説明＞ まず、今回の諮問に関するスケジュールについて説明させていただく。本日、見直し案について一通り説明させていただき、本日と 11 月、12 月の協議会でご審議いただきたいと考えている。 本日一とおり説明させていただき、質問等承り、次回までに必要な資料、データなど、ご連絡いただければ可能な範囲で次回の運営協議会でご用意させていただく。慎重に審議していきたいと考えているので、宜しくお願いしたい。なお、第 3 回運営協議会は 11 月 8 日木曜日、第 4 回運営協議会については 12 月 13 日木曜日、いずれも 13 時 15 分からを予定している。宜しくお願いしたい。 それでは、審議事項について説明させていただく。まず、国民健康保険税率の見直しと多子世帯における一部減免措置について、一括して説明させていただく。 第 1 回運営協議会において、国民健康保険税特別会計の平成 29 年度決算について説明させていただいたが、その決算状況を見ても、実質的収支は 7 年連続の赤字と、志木市の国民健康保険財政は厳しい状況であるとご理解いただけたと思う。 はじめに、参考資料１をご覧いただきたい。参考資料１は、志木市の国民健康保険税率の推移となっている。志木市においては、平成 20 年度に税率の見直しをしている。平成 20 年度の税率については、75 歳以上の方が全員加入する、後期高齢者医療保険制度が創設されたことによるものである。後期高齢者医療保険制度は加入する高齢者の保険料と被用者保険、健康保険を含めたすべての制度で支えるという仕組みとなっており、国民健康保険税においても後期高齢者支援金分というものが新たに創設された。そのため、平成 20 年度については、国民健康保険税の総枠の中で税率の見直しを行ったが、志木市において実質的に税率の見直しを行ったのは平成 18 年度である。それ以降、志木市は国民健康保険税率を据え置いて来ている。その間、国民健康保険被保険者の高齢化が進むとともに、被保険者数が年々減少を続ける一方で、被保険者一人あたりの医療費は増加し続けた結果、現在志木市において特に課題が顕著であると今回諮問理由に上げさせていただいた、後期高齢者支援金分の現状がどうなっているかについて、参考資料 2 をご覧いただき

たい。これは、後期高齢者支援金分と介護分の平成 29 年度の決算状況である。後期高齢者支援金分については先ほど申し上げたとおり、75 歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度をすべての保険制度が支援金を拠出し、支える制度となっている。前回の運営協議会の中で、国民健康保険財政が厳しい中で、拠出金が必要あるのかと質問をいただいたが、元々後期高齢者医療については老人医療という制度があり、かつては国民健康保険や全国健康保険協会などが運営・負担をしていた。国民健康保険・全国健康保険協会などの医療保険制度に加入しながら、老人保健制度で医療を受けるという仕組みとなっていた。それを平成 20 年度に切り離し、独立した制度が後期高齢者医療保険制度である。参考資料 2 の上の表をご覧いただくと、歳出・拠出金、端的に申し上げると一人当たり幾らと決まっており、診療報酬支払基金のほうにすべての保険制度が拠出するわけであるが、それに対してそれを賄う歳入については加入者の方々の保険税の他に、各種国・県の公費が入っている。この収支が 10 年間税率を据え置いた結果、ご覧のとおりマイナスとなっているのが志木市の国民健康保険財政の現状である。

次に資料 2 の 3 枚目をご覧いただきたい。こちらについては、平成 30 年度における県内 40 市の後期高齢者支援金分の適用税率となっている。表左側が所得割、右側が均等割りとなっており、それぞれ平成 29 年度と平成 30 年度を表している。ご覧のとおり所得割については、志木市は県内 40 市中 39 番目、県内平均よりも 0.97 ポイントも低いのが現状である。続いて資料 2 の 1 枚目をご覧いただきたい。こちらは、医療分（基礎課税分）の表となっている。志木市については所得割が県内平均であるのに対し、資産割は県内で 2 番目に高い。なお、資産割の表が下半分空欄となっているが、2 方式を採用している市については、資産割・平等割がないため、資産割の表には 4 方式を採用している市のみが載っている。

続いて 2 枚目は、基礎課税分の均等割と平等割の表になる。均等割については県内 40 市中 36 番目であるのに対し、平等割については 1 番目に高い。均等割・平等割については、埼玉県国民健康保険運営方針においては 2 方式を標準としている。2 方式については平等割がない反面、応能応益の観点から均等割が高くなることによるものである。どの市も 2 方式を視野に入れており、平成 29 年度・平成 30 年度を比較しても、平等割を下げ、均等割を上げる傾向がある。均等割については、さいたま市、三郷市等が平成 30 年度に引き上げを行っている。それに対して平等割であるが、新座市、富士見市等が平成 30 年度について引き下げを行っている。

資料 2 の 4 枚目は介護分であるが、志木市は所得割が県平均より若干低く、均等割については県平均より若干高い状況である。以上が志木市の現状である。決して他市がそうだから税率を変えるということではなく、どの市も適正な税率、今後の県内の税率統一を見据え、税率の見直しを行っているところである。その結果として、志木市の現状がどうなっているかをご覧いただいたところである。これらを踏まえ、資料 1 をご覧いただきたい。こちらは、志木市としての国民健康保険税率の見直し案である。特に課題が顕著な後期高

齢者支援金分を中心に見直しを行っている。医療分の資産割については、昨年度の運営協議会の中でも触れたが、固定資産税との二重課税感が強い、志木市内の固定資産のみが対象となる、法人名義で所有している固定資産は対象にならない等、不平等感が強いことと、埼玉県国民健康保険運営方針では2方式を標準としていることから、資産割・平等割を下げて、均等割を上げるというのが基本的な考えである。ただし、急に2方式へ変更するのは、被保険者への影響が大きいため、暫くは4方式を維持するというのが見直し案の考えであり、繰り返しになるが資産割・平等割を下げて、均等割を上げていくという考えである。税率に関しては、応能応益を考慮して決定したところである。この案を採用することによって、結果として表右側にある平成30年度の埼玉県平均に近い税率になる。基礎課税分、医療分の応能応益の割合も、概ね7：3となると見込んでいる。全体の影響額としては、調定で約3,500万円の増額を見込んでいるが、資料下部の低所得者軽減が増えた分が保険負担安定基盤金という公費があり、そこから入ってくることを見込み、公費分で約400万円の増額となり、また後ほど説明するが賦課限度額の引き上げにより約1,000万円程度の増額があり、全体で約5,000万円程度の増額を見込んでいる。資料1の2の低所得者軽減について、下の表が平成35年度となっているが、平成31年度の間違いであるので訂正させていただく。

続いて資料4については、多子世帯への減免制度を、新たに導入したいと考えている。県内においても、ふじみ野市、富士見市が既に導入しているが、2方式への移行に伴い均等割が高くなるが、世帯人数の多い世帯については、保険税負担が多くなる傾向がある。その中で、子育て支援の観点からも、国民健康保険税のお子様分の均等割を一部減免する。資料4の表をご覧いただきたい。まず上の表は、志木市国民健康保険加入者の中で、高校生世代までの子がいる世帯の状況である。下の表については、減免した場合の影響額である。改正案の医療分の均等割額を18,500円、後期支援金分の均等割額を9,000円へ見直した場合、表右側の金額が減免した場合に必要な額である。本来であれば、2子以降全額免除できればよいのだが、財政状況が厳しいことや、給付を受ける分の負担という国民健康保険の根本的考えから、表下から2番目の2子以降のお子様の均等割額を半額とすることを考えている。そうすると影響額は約764万5,000円となる見込みである。先ほどの税率見直し案と減免案を踏まえ、国民健康保険加入世帯それぞれにどのような影響が出るのかを一覧にしたのが資料3である。資料3の表の上のほうには、小さい欄には健康保険税率、改正案の税率があるが、その下に縦に3つの表になっている。

まず、一番左の枠をご覧いただきたい。世帯所得、固定資産税額、世帯の国民健康保険加入者数が表のそれぞれであった場合に、真ん中の枠の現行保険税率では幾らか、改定後の保険税率では幾ら、その差額は幾らかを示したものが真ん中の枠である。右側の枠は多子減免を適用した場合の税額、現行税率との差額となる。例えば、表1番上の所得なし、固定資産所有なし、加入者1人の場合、現行の税率では国民健康保険税は15,000円であるが、改定後では13,400円と年間で1,600円の減額となる。この場合は、多子減免の適

用はないので右側の枠は使用しない。次に上から4番目をご覧いただきたい。所得なし、固定資産所有なし、加入者4人の場合、真ん中の枠で現行税率では35,800円、改定後の税率では41,400円と年間では5,600円の増額となるが、多子世帯減免を適用すると年間1,400円の増額となり負担は減る。これまで説明した財政状況の中で、場合によってはやむを得ず負担を強いるが、低所得者世帯、多子世帯には配慮した形となっていることは表よりご理解いただけると思う。国民健康保険税率、多子世帯における減免についての説明は以上となる。

＜質疑応答＞

国民健康保険税率の改正について

委　員）先ほど諮問理由として、「後期高齢者支援金分については、診療報酬支払基金に支払う後期高齢者支援金に対し、国民健康保険税を主体とする歳入の不足分は一層乖離をしている」とあげていたが、これは制度的な問題であり、志木市固有の問題ではないように思われるが、他市においても同様の現象が起き、税率の見直しを行っているのか。

事務局）他市についても税率の見直しを行っている。後期高齢者支援金分については、拠出金の算定式が従来の算定方法から、全面報酬制という負担方法へ見直しが行われた。このことで一番影響を受けているのが全国健康保険組合であるが、この見直しもあり、他市においても平成20年度以降、後期高齢者医療保険制度の発足以降税率の見直しを行っていると考えられる。

委　員）国民健康保険財政の現状から、税率改正については必要なものと理解している。しかし、これは今までも問題であったと思うが、志木市においてはなぜ今国民健康保険税率の改正をする必要があるのか。

事務局）現時点では時期は明言されていないが、今年度埼玉県が運営主体となったことによって、県内における国民健康保険税率の統一を検討していかなくてはならない。

当面は各市町村において、税率を決めてよいこととなっているが、志木市においては12年間税率の見直しを行わなかったため、県内の他市と比較しても、税率が大きく相違している。そこで一度、県内平均に近い税率へ見直しを行い、国民健康保険税率の県内統一が行われた際の被保険者への影響を最小限へと抑えたいと考え、今回見直しを行うこととした。

また、資料1右側の平成21年度の県内平均の税率をご覧いただくと、後期高齢者支援分の税率は1.94%、均等割額は7,500円程度であるが、志木市においては、税率が1.1%、均等割を10,000円としており、均等割がある程度高く設定されていた。当時、応能割と応益割、つまり所得に応じた部分、均等割の部分の比率を5:5にするように国から示されていたため、志木市においては現在の税率で行っていたのだが、都道府県化に伴い国から示されていた応能応益5:5というものがなくなり、自由に市町村で設定してよいこととなった。このためこれを

機に、応益割が高くなるほど、低所得者ほど負担感が大きいため、所得割を上げ、均等割を下げることによって、低所得者に配慮するような形で今回見直しを行うこととした。将来的に統一の保険税率を目指すに当たり、そのギャップを埋めましょうということで今回見直しを行ったものである。

委　員)見直しの理由は理解した。しかし、今回後期支援金分の見直しを行ったとして、収支の乖離は解消されるのか。

事務局)今回の見直しによって、その乖離が解消するということはない。

委　員)そうするとこの時期に見直しを行うというのは、今まで見直しを行なって来なかったから今回見直しを行うということで理解してよいのか。

事務局)そのとおりである。県内税率の統一の際に、一定まで税率が上がることが予想される。その際に被保険者への影響を抑えるため、県内平均まで見直しを行っておきたいということだ。

委　員)他市においては後期高齢者支援金分の収支の乖離の問題解消へ向け、税率等の見直しをもっと以前に行っていたが、志木市においてはこの際に税率を見直そうということか。

事務局)そのとおりである。

多子世帯における国民健康保険税の減免について

委　員)先ほど多子世帯への減免について、資料 4 で説明いただいたが、こちらの 903 世帯というのは国民健康保険加入世帯ということでよいのか。

事務局)そのとおりである

委　員)志木市においては 2 子以上を多子世帯として扱うようだが、他市においてはどのように扱っているのか。

事務局)富士見市、ふじみ野市においては、平成 30 年度より 22 歳未満の世帯員が 3 人以上の世帯を多子世帯として減免を行っている。

委　員)志木市において 2 子以上を多子世帯とするのはなぜか。

事務局)子供が 3 人以上いる世帯を多子世帯とした場合、影響を受ける世帯は 100 世帯程度である。今回均等割を上げる方向で見直しを行っているため、世帯内の人数が増えるほど負担が大きくなってしまう。このため、今回影響のある世帯が多い 2 子以上を多子減免世帯の対象として考えている。

委　員)2 子は多子と呼べるのか。

事務局)保育料においては、かつては 3 子以上を多子としていたが、現在は 2 子目については半額、3 子目からは無料としているため、2 子も十分多子と呼べるのではないかと考えている。

委　員)子育て支援の観点から多子世帯へ減免を行いたいとのことだが、国民健康保険の財源は、県・国からの交付金と国民健康保険税であり、国民健康保険の目的は、

医療機関への療養給付のためである。そのために特別会計として、一般会計と会計を分けている。そこにどうして子育て支援が入ってくるのか。保険税が上がって生活が苦しいというのであれば、国民健康保険の運営にあたり、所得に応じて7・5・2 割軽減を行っている。そのうえで、子育て支援として、多子世帯への保険税の減免を行うのであれば、それは国民健康保険制度としてではなく、市として別の政策で対応すべきではないのか。

事務局)現在、0 歳から修学までの乳幼児医療費については制度上、医療機関へかかった際には自己負担 2 割が原則となっているが、全国の自治体で、無料で医療を受けられるようにしている。このことによって、国が本来保険者、つまり各自治体に支払うべき費用のうち、無料にしている分医療費が増えているであろうということで、その分が減額されていた。今回それが解除されたことによって、増えた分については子育て支援策に充ててほしいと厚生労働省より通知があったため、今回子育て支援として、多子世帯減免を行っていきたいと考えているわけである。

委　員)今回多子世帯の減免を行ったとして、国から補助金は出るのか。

事務局)現時点では、それを賄うような補助金はない。調整交付金で負担できないか要望している段階である。

委　員)子ども医療費の問題については、何も国民健康保険制度だけの問題ではないように思うが、国民健康保険として政策を打つのか。

事務局)国民健康保険保の医療費 10 割のうち 32%は、国の方から負担金が出ているのだが、先ほど説明したとおり乳幼児医療費が本来自己負担 2 割であるのに無料にしているため、32%出るはずの負担金が減額されている。こちらが今回から減額されることなく 32%負担金が出るようになった。その財源を活用して国民健康保険制度の中で子育て支援策を行うように、厚生労働省より通知があったため、今回多子世帯減免を行っていきたいと考えている。

委　員)今回の多子世帯減免の財源は、国から出ているということか。

事務局)今まで減額されていた分の国からの負担金を、今回の多子世帯減免の財源に充てることとしている。

委　員)多子世帯減免を実施した場合、その費用に相当するだけの金額を減額されていた分の国からの負担金で賄えるのか。

事務局)すべてを賄えるわけではない。

委　員)足りない部分は国民健康保険税から充当するという解釈でよいか。

事務局)そのとおりである。

委　員)子育て支援策として行っていた子ども医療費について、今まで国から補助は出ていたのか。

事務局)国民健康保険については、補助金等は出ていない。

保険税率の見直案について

委　員)資料 3 の今回の保険税率見直し案についてであるが、志木市においては平均でどの世帯が多いのか。

事務局)被保険者数においては 1 世帯 1.6 人なので 1 世帯 2 人、所得については 200 万円程度、固定資産については持っている方については平均調定額 15 万円程度である。

委　員)すると資料 3 の表の中では、ちょうど真ん中あたりの所得 200 万円程度の世帯が多いということか。

事務局)そのとおりである。

委　員)表を見ると減額する世帯が多いようだが。

事務局)今回資産割を下げているため、固定資産を所有している方については減額、固定資産を所有していない方については増額になるような形になる。

委　員)所得 200 万円台の人は 7・5・2 割軽減の対象になるのか。

事務局)軽減の対象にはならない。

決算状況について

委　員)参考資料 2 の平成 29 年度決算状況についてだが、後期高齢者支援金分が約 2 億 2,000 万円、介護分が約 7,000 万円の赤字とのことだが、第 1 回国民健康保険運営協議会の平成 29 年度決算資料を見ると、実質収支は 3 億 3,000 万円の赤字となっている。

これは後期支援金分と介護分の合計金額と同等額であるが、国民健康保険税医療分については黒字であるという解釈でよいのか。

事務局)医療分についても賄えているとは言えない。しかし、後期支援金分と比較すれば適切な表現かはわからないが安定はしているとは言える。ただ、医療分については財政調整の仕組みが複雑であるため、それを明確にお示しすることはできない。

委　員)平成 29 年度まで、実質収支は赤字であったものの、一般会計からの法定外繰入金や前年度の繰越金があったためやってこられていたと思うが、平成 30 年度については、繰越金は幾らになる見込みなのか。

事務局)平成 30 年度決算に関して、医療費については全額県から交付金があるため収支は 0 である。このため繰越金は出ない。

委　員)すると平成 31 年度は、繰越金等の赤字を補填できる財源がなくなると思うが、今回の税率改正で生じる調定の増額見込額の 3,400 万円で足りるのか。

事務局)今までの予算編成では、医療費が不足しないように大目に見積もっており、その分の不足を一般会計から繰り入れを行っていた。しかし、平成 30 年度から医療費については全額県から交付金が出るため、不足分を一般会計から繰り入れを行ったりすることはなくなる。

委　員）つまり医療分については、調定額が 6,000 万円減額してもやり繰りできるという解釈でよいのか。
事務局）これでも不足すると思われる。
委　員）公費等も含めて、総額で幾ら不足するのか。
事務局）調整交付金等の公費が幾ら入ってくるのか見込めないので、現時点で幾ら不足するのかお示しはできない。

埼玉県内保険税率の統一時期について
委　員）今回の保険税率改正の終着点はどこか。県内の国民健康保険税率の統一がひとまずの終着点という解釈でよいのか。
事務局）そのとおりである。
委　員）県内の国民健康保険税率の統一はいつになるのか。
事務局）埼玉県の国民健康保険運営方針として、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年度間の計画が現在示されている。その中では、当面は保険税率の統一はしないと記述がある。その 3 年度間の計画の中で、現在は検討している段階である。ただ、国から 6 年間のうちに赤字を解消するように示されているので、6 年後に当たる平成 35 年度には、何かしら方針が示されるものと考えている。

（2）賦課限度額の引き上げについて
＜答申内容の報告＞
続いて、諮問事項 3 の賦課限度額の引き上げについて説明させていただく。参考資料 1 をご覧いただきたい。保険税にはそれぞれ賦課限度額があり、各自治体で条例を適用することとなっているが、法定額というものがあり、それが毎年引き上げられている。表の平成 29 年度をご覧いただくと、法定額が 89 万円であるのに対し、志木市においては 77 万円であり、法定額と 12 万円ほど乖離があった。そのため、平成 30 年度賦課限度額の引き上げについて昨年度ご審議いただき、平成 30 年度については 89 万円まで賦課限度額の引き上げを行った。
平成 30 年度の法定額をご覧いただきたい。法定額 93 万円であるのに対し、志木市は現在 89 万円である。来年度についても法定額の引き上げが予想されるため、今回志木市においても、現在の法定額である 93 万円まで賦課限度額の引き上げを行うというのが諮問事項である。なお、平成 30 年度の法定額については、医療分について 40,000 円の引き上げ、後期高齢者支援金分・介護分については据え置きとなっている。
影響額については、資料 5 の下部に表を載せている。影響額については 1,300 万円の調定額の増加、影響世帯数は約 368 世帯、そのうち、40,000 円引きあがる世帯が約 285 世帯と見込んでいる。昨年度もお伝えしたが、すべての世帯が上がるわけではなく、現在賦課限度額に達している世帯が、同じ資産・所得であるという前提のもと、年間 40,000 円

の範囲で影響が生じるものである。

資料５の２枚目に広報を付けている。昨年、周知を丁寧にと貴重なご意見をいただいたため、平成30年度の７月号の誌面に掲載させていただいた。また、該当の方については、納税通知書に通知を入れさせていただいた。今回についても、できるだけ丁寧に周知を図っていきたいと考えている。以上である。

＜質疑応答＞

医療分の賦課限度額について

委　員）今回資産割を下げる方向で検討しているが、税率改正した場合、賦課限度額に占める所得割の割合が増えるということでよいか。

事務局）そのとおりである。

委　員）改正後の税率で賦課限度額に達する方というのは、年間所得はどの程度の方か。

事務局）世帯人数にもよるが、年間所得が1,300万円くらいの方と思われる。

（2）その他

なし